

令和元年第3回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 令和元年 9月25日 午後 1：30

○閉 会 午後 3：13

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮二	2番 戸田 俊樹	3番 菅原 理恵子
4番 瓜生 望	5番 鈴木 斌次郎	6番 佐藤 敏雄
7番 鑑 仁志	8番 中川 光博	9番 澤井 昭二郎
10番 佐藤 義久	11番 伊藤 正吉	12番 藤原 典男
13番 堀井 克見	14番 菅原 秀雄	15番 小林 悟
16番 大谷 貞廣	17番 児玉 春雄	18番 西村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤原 一成	副 市 長 栗山 隆昌
教 育 長 工藤 素子	総 務 部 長 菅原 靖仁
市民生活部長 菅原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲山 和法
産業建設部長 櫻庭 春樹	上下水道局長 渋谷 一春
教 育 部 長 鑑 孝子	農業委員会事務局長 児玉 正生
総 務 課 長 米谷 裕二	企画政策課長 千葉 秀樹
財 政 課 長 伊藤 貢	学校教育課長 山田 敬輔
上下水道課長 畠山 修	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門間 正博	議会事務局次長 児玉 亮悦
--------------	---------------

令和元年第3回潟上市議会定例会日程表（第3号）

令和元年 9月25日（3日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第46号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）について
- 日程第 2 議案第47号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第48号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第49号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第50号 潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第51号 潟上市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第52号 潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第53号 潟上市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第54号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第55号 潟上市有線放送電話使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第56号 潟上市コミュニティセンター設置条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第57号 潟上市飯田川保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第58号 潟上市農村環境改善センター設置条例等の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 4 議案第 5 9 号 潟上市農業集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例
(案) について
- 日程第 1 5 議案第 6 0 号 平成 3 0 年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
- 日程第 1 6 議案第 6 1 号 令和元年度潟上市一般会計補正予算 (第 4 号) (案) につ
いて
- 日程第 1 7 議案第 6 2 号 令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号) (案) について
- 日程第 1 8 議案第 6 3 号 令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
(第 2 号) (案) について
- 日程第 1 9 議案第 6 4 号 令和元年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 2 号) (案)
について
- 日程第 2 0 議案第 6 5 号 令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(案) について
- 日程第 2 1 認定第 1 号 平成 3 0 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 2 号 平成 3 0 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 3 号 平成 3 0 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 2 4 認定第 4 号 平成 3 0 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 2 5 認定第 5 号 平成 3 0 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 6 号 平成 3 0 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 2 7 認定第 7 号 平成 3 0 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 2 8 認定第 8 号 平成 3 0 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について

- 日程第 29 認定第 9 号 平成 30 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 30 認定第 10 号 平成 30 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 31 認定第 11 号 平成 30 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 32 認定第 12 号 平成 30 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 33 陳情第 11 号 森林・林業・木材関連施設の推進を求める要請書について
- 日程第 34 陳情第 12 号 市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意
見表明を求める陳情
- 日程第 35 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 36 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 37 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 38 議員派遣の件について

午後 1時30分 開会

○議長（西村 武） 皆さん、こんにちは。傍聴者の皆さん、本日は大変ご苦勞様です。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、本日25日付で、諮問第3号から諮問第5号まで、人権擁護委員候補者の推薦についてが追加提出されております。議会運営委員会において当局より提案理由の説明を受けた結果、陳情第12号までの採決後に、日程第35から日程第37までとして本日の会議で取り扱うことと致しましたので、ご報告致します。また、諮問第3号から諮問第5号については、簡易採決により採決する旨の確認をしたので、併せてご報告を致します。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 本定例会に追加提案しました議案の概要について申し上げます。

人権擁護委員候補者として3名の方を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

詳細については後ほどご説明申し上げますので、ご審議のほど宜しくお願い申し上げます。

【日程第1、議案第46号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）について から 日程第34、陳情第12号 市議会として、秋田市新屋への地上イーゼス配備反対の意見表明を求める陳情】

○議長（西村 武） 日程第1、議案第46号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）についてから日程第34、陳情第12号、市議会として、秋田市新屋への地上イーゼス配備反対の意見表明を求める陳情まで一括議題と致します。

各常任委員会並びに予算決算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案及び陳情等については、議案ごとに質疑、討論、採決までを行います。平成30年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、令和元年度各会計補正予算（案）及び平成30年度各会計決算の認定については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算特別委員長の順に行います。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番佐藤総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 令和元年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 令和元年9月13日

出席委員 瓜生 望、鈴木斌次郎、堀井克見、西村 武、鑑 仁志、佐藤義久

説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長

書記には、教育部 学校教育課 高橋浩子さんをお願いしてございます。

議案第46号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）について。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため、制定するものです。

委員からは、パートタイムでの運用を検討しているようだが、今後フルタイムへ移行する予定はあるのかとの質問があり、当局からは、今後もパートタイムでの運用を予定しているとの回答がありました。

また、委員からは、会計年度任用職員制度とは、今現在勤めている非常勤職員だけが該当するのかとの質問があり、当局からは、今現在勤めている方だけではなく、新たに採用される方もこの制度の対象となるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第47号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等を定めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第48号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第49号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例（案）について。

本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第50号、潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第51号、潟上市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、保育料及び預かり保育料の規定を整備するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、預かり保育料の上限額1,000円と保育時間についての質問があり、当局からは、平日は1日200円、長期休業中は800円とし、平日の料金も加えて1日の上限額が1,000円となるよう規則で定める予定との回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、潟上市有線放送電話使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の一部改正に伴い、公の施設の使用料等に係る税負担を円滑かつ適正に転嫁する必要があるため、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第56号、潟上市コミュニティセンター設置条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の一部改正に伴い、公の施設の使用料等に係る税負担を円滑かつ適正に転嫁する必要があるため、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第12号、市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情。

本陳情は、秋田市新屋地区に地上イージスを配備することに対し、反対の意思表示を求める陳情であるが、委員からは、国がゼロベースで検討するとしている中で判断するには情報が足りない、国防の観点からは必要と考えるが、建設地として住宅密集地の新屋地区は適正ではないとの意見が出ました。

本陳情は、挙手多数で継続審査すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第46号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、潟上市立幼稚園条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、潟上市有線放送電話使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番(藤原典男) 議案第55号について、これ消費税絡みの条例改正なんですけれども、いろいろな議論があったと思いますが、その議論の中に大体大筋についてもしありましたらご紹介ください。

○議長(西村 武) 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤義久) 委員から、潟上市の駐車場条例において、違うな。

○議長(西村 武) 55号。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 暫時休憩。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午後 1時50分 休憩

.....

午後 1時51分 再開

○議長（西村 武） 会議を再開します。

佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 55号については、有線放送の電話使用料と手数料徴収条例の一部改正ですので、先ほど発言しました駐車場使用の条例も含んでおりますので、ご報告します。

昭和の駐車場が2,700円で、飯田川の駐車場が1,000円とあるが、この金額の違いはどういうことなのかという質問に対して、答弁は、そのとおりです。市の合併時に旧昭和、旧飯田川の駐車場条例がそのまま潟上市の条例としており、料金もそのまま引き継いでおりますとの答えでした。また、委員からは、潟上市自治会館設置条例において、今まで自治会館で使用料を取っていなかったと思うが、新たに使用料を取ることなのかという質問がありまして、答弁は、この条例改正はあくまでも消費税を外税方式で10月1日から課税するというものであり、以前からの料金体系というのは存在しておりました。ただし、市民が使用する場合は減免規定により料金の徴収が発生していなかったものですとの説明がありました。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○12番（藤原典男） 12番。

○議長（西村 武） 原案に反対の討論を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私は、提案されております議案第55号、潟上市有線放送電話使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（案）について、反対の立場で討論致します。

この条例は、消費税の増税に伴う条例でございます。市民負担が増えますので反対致

します。

国内消費は低迷しております。8月30日に発表された7月の商業動態統計調査によると、卸小売業を合わせて商業販売は前年同月比1.7%の減少で、商業販売が前年同期を下回るのは8カ月連続です。百貨店は9カ月連続、スーパーは4カ月連続です。2014年4月に8%に増税されてから家計消費は落ち込んだままです。賃金も低迷しております。経済協力開発機構の調査によると、日本の賃金を時間当たりで見ると過去21年間で8%の減少であり、主要国では唯一のマイナスです。実質賃金が前年同月を下回るのは6カ月連続です。消費税増税は、低所得者にとって最も過酷な増税です。それは生活費に占める税金の割合が大きいためです。食料品の軽減税率があっても、しわ寄せは確実に来ます。中小零細企業や年金世帯、子育て世帯に大きな影響を与え、日本経済を揺るがすものとなる消費税増税に反対しますが、提案されている関連の条例案についても反対致します。関連する条例案は、議案第54号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号でございます。

反対の立場での討論を終わります。以上でございます。

○議長（西村 武） 次に、原案に賛成の討論を許しますけれども、おりますか。討論。賛成の討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） ほかに討論なければ、進めます。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、潟上市コミュニティセンター設置条例等の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第12号、市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 県内でもいろいろ陳情が採択されてるというふうなことなんですけれども、県内の様子とか、あとはどんな情報があれば判断できるとか、そういうふうなお話はありましたか。

○議長（西村 武） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） どんな情報があればという話はさしてありませんでしたが、全員から意見を伺っております。新屋地区には公共施設が多く、設置場所としては向いていないと考える。なぜ新屋地区なのか。国の説明をしっかりと聞いてから判断したいので継続としたいというご意見もありましたし、ほかの委員も、国もゼロベースで適地を探すということ。県も秋田市も防衛省のゼロベースの調査がはっきりしていないからということで明確な反対もしていないし、私ども、どちらかといえば国民・県民一人として国防について全く関係ないということもない。国防上必要と考えるが、国の動きを見て判断したいと考えるので継続したいという意見がありました。さらにほかの委員からは、国防上必要であれば仕方がないと思うが、新屋地区へ設置は反対だ。まだ結果を出すというより状況を見て判断したいので、自分は継続でどうかと思う。動向をみて判断したいので継続したいという意見でした。また、一人の委員は、日本の国を自らの責任において守ることは当然やるべきだ。しかしながら、新屋という地域がベストな地域なのか。私はベストでないというふうに思う。地域住民は60%以上反対している。建設することは反対だということの声を大にして申し上げたい。住民のことを考えると、この陳情に賛成する。最後に委員は、この問題は新屋地区だけの問題ではなく、秋田県の問題だと考える。今回陳情書を出したというのは、よほどのことがあって出したと思うので、この陳情に賛成する。委員長としても発言を許されたので致しております。私は新屋地区の設置することには反対だ。理由については、先ほど副委員長からも

話があったように、住宅地ではあるので新屋地区への配備は反対と考える。この陳情に賛成したいという意見を述べましたが、採決の結果、3対2というようなことで継続ということになったのであります。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、陳情に反対者の討論を許します。陳情ということは今。陳情に反対者はおりませんか、討論。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） なければ、陳情に賛成の討論を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私は、提案されております陳情第12号、市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情に対し、継続審査ではなく採択すべきだという立場から討論致します。

陳情事項は、「防衛省は秋田市新屋に迎撃ミサイル基地を建設しようとしています。貴市議会におかれましては、住宅密集地のすぐそばに軍事基地を建設することに反対の意思を表明してくださるよう要望致します。」とあります。皆さんのおうちの近くにミサイル基地が建設されることになればどう思いますか。反対なはずです。この陳情は、ミサイル基地の建設そのものへの反対ではなく、新屋勝平地域が現在5,400世帯1万3,000人が住んでおり、学校や保育所を含め、住民が平和に生活しているところにミサイル基地はいらないというものです。防衛省は新屋地域が適地だといって調査結果を報告しましたが、男鹿の山の標高や仰角の間違い、指摘されての津波対策の不備、電磁波の数値の誤りなどがありましたが、それでも新屋の適地は変わらないと言いました。6月4日の国会で、日本共産党の穀田議員が防衛省を追及しましたが、出された資料はほとんど黒塗りの資料でした。日本本土を守るためではなく、延長線上にはハワイのアメリカ軍基地とグアムのアメリカ軍基地を守るためのミサイル基地だということがわかってきました。アメリカの国防総省も認めております。今の時代はミサイルに核を搭載することができますので、反撃には核兵器での応戦、核戦争の危機もあります。防衛省は、撃たれたミサイルを全部撃ち落とすことはできないということも回答しております。県

民世論は60%が「反対」。「賛成」、「どちらかといえば賛成」が合わせて28%でした。県民世論はさらに、先の参議院選挙でイージス・アショア反対の寺田静さんが当選致しました。その後、相手候補の責任者であった富樫博之国会衆議院議員が責任者を辞任され、その後はっきり「新屋配備は無理」と明言し、防衛省にも伝えたことが報道されました。秋田県知事も「新屋配備はだめだ」と発言しました。県内の市町村議会も、全会一致や賛成多数で陳情採択しているのが目立ちます。県内の動きは、まさにミサイル基地はいらぬというの大きな世論ではないでしょうか。北朝鮮とアメリカは、歴史的な和解と平和への行動を誓う共同宣言が発表されたばかりです。北朝鮮の脅威から国民を守るためにミサイル基地が必要だという言い分は破綻しました。日本国憲法にあるように、アジアを含めた平和外交を憲法に沿って構築すべきではないでしょうか。県民や秋田市民の平和への不安を引き起こすミサイル基地はいりません。いまだ防衛省は、住宅密集地である新屋配備がなぜ適地なのか、はっきり明言しておりません。再度の調査・研究の結果が出て、住宅密集地はだめだというのが陳情の趣旨です。ここに住む住民の立場に立って、賢明なるご判断をお願いして討論を終わります。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 討論ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、陳情第12号は、委員長報告のとおり継続審査することに決定致しました。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。15番小林社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（小林 悟） それでは、社会厚生常任委員会の報告を致します。

令和元年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 令和元年9月13日

2. 出席委員 鈴木壮二、中川光博、澤井昭二郎、大谷貞廣、菅原理恵子、小林

悟、全員であります。

3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長

4. 書 記 福祉保健部 健康推進課 藤原さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果

議案第52号、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の施行及び証明書自動交付機を廃止することに伴い、条例の関係部分を改正するものです。

主な内容は、令和元年11月5日の住民基本台帳法施行令の改正に伴い、旧氏による印鑑登録及び現氏と旧氏を併記した印鑑登録証明書の交付が可能となるため条例の関係部分を整理するもの、及び市役所庁舎に設置しております「証明書自動交付機」を廃止することに伴い、条例の関係部分を整理するものであります。

なお、この条例は、令和元年11月5日から施行するものですが、「証明書自動交付機」の廃止に伴う第7条の2第1項及び第10条の2の改正規定につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

委員からは、改正内容の周知方法について質問があり、当局からは、広報及び市役所や各出張所へポスターを掲示し周知するとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、潟上市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、証明書自動交付機を廃止することに伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

主な内容は、市役所庁舎に設置しております証明書自動交付機を令和2年3月末で廃止することに伴い、証明書自動交付機を利用しての証明書交付サービスに関する部分を削除するものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、潟上市飯田川保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費

税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）等による消費税法等の一部改正に伴い、公の施設の使用料等に係る税負担を円滑かつ適正に転嫁する必要があるため、関係条例の関係部分を改正するものであります。

主な内容は、「潟上市飯田川保健福祉センター設置条例」、「潟上市昭和デイサービスセンター設置条例」、「潟上市昭和介護予防センター設置条例」及び「潟上市防災・健康拠点施設設置条例」における使用料等の一部改正であります。

すべての条例において消費税等相当額についての記載がありませんので、消費税等相当分を考慮した外税表記の条例に改めるものであります。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第52号、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 議案第52号について質問させていただきます。

この証明書自動交付機を廃止することによって、どのぐらいのコストが見込まれるものなのか。あと、件数についてはダウンしてるものなのか。ダウンしてるのであれば、どのぐらいダウンしてるものなのか。その辺についても話し合われておりましたら教えていただければと思います。

○議長（西村 武） 15番小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） そういう詳しい内容については話し合われませんでした。いわゆる、この条例によって住民票と印鑑登録証明書のほか、マイナンバーカード、また、マイナンバー通知カードに追加されるということについて話しております。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、潟上市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、潟上市飯田川保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。11番伊藤産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） 令和元年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 令和元年9月13日

出席委員 戸田俊樹、藤原典男、菅原秀雄、児玉春雄、佐藤敏雄、伊藤正吉
説明当局 産業建設部長、上下水道局長、農業委員会事務局長、各関係課長
書記には、産業建設部 産業課 菊池 俊さんをお願いしております。

審査の経過と結果についてです。

議案第54号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、水道法の一部を改正する法律及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行等に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第58号、潟上市農村環境改善センター設置条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の一部改正に伴い、公の施設の使用料等に係る税負担を円滑かつ適正に転嫁する必要があるため、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第59号、潟上市農業集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第11号、森林・林業・木材関連施策の推進を求める要請書について。

本陳情は、「森林・林業基本計画」に基づいた施策の推進及び主伐後の確実な再造林、国産材需要拡大等の施策の確立、森林経営管理制度の具体化に向け、来年度予算概算要求における予算の拡充に向けて具体的進展が図られるよう、要請するものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第54号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、潟上市農村環境改善センター設置条例等の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、潟上市農業集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第11号、森林・林業・木材関連施設の推進を求める要請書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、陳情第11号は、委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

お諮りしますが、暫時休憩しますか、どうですか。

(「休憩してください。」の声あり)

○議長(西村 武) 40分まで休憩します。2時40分。

午後 2時27分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長(西村 武) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予算決算特別委員長の報告を求めます。5番鈴木予算決算特別委員長。

【予算決算特別委員長の報告】

○予算決算特別委員長(鈴木斌次郎) 令和元年第3回定例会で本特別委員会に付託され

た議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 令和元年9月13日、25日、両日です。

出席委員 鈴木壮二、戸田俊樹、菅原理恵子、瓜生 望、佐藤敏雄、鏡 仁志、
中川光博、澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、藤原典男、菅原秀雄、
小林 悟、大谷貞廣、児玉春雄、西村 武、堀井克見、鈴木斌次郎

説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長

書記 議会事務局 石川保則

審査の経過と結果について

予算決算特別委員会に付託されました、議案第60号、平成30年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから議案第65号、令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまで及び認定第1号、平成30年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第12号、平成30年度潟上市水道事業会計決算の認定についてまでを、先般9月13日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、泡消火薬剤の問題について、構成市町村の負担金の人口割、平等割の比率について。

第2点として、外部へ被害を与えたのか、損害賠償等がなかったのかどうか、少し顛末を説明すべきではないかについて。

第3点として、負担割合が50%、30%、20%と報告を受けたが、それぞれ3事業者の根拠について。

第4点として、潟上市幼保一体施設地中熱利用事業化計画策定委託料の詳細な説明と、その効果について。

第5点として、早朝検診の結果は前年度と比べてどうだったのかについて。

第6点として、活魚施設をつくった過程について。

第7点として、多面的機能支払交付金事業補助金の差額と事業内容及び費用対効果について。

第8点として、人間ドックの予算枠に対して応募者がどうであったのかについて。

第9点として、人間ドックの結果を得て、来年度は総括的にどのように考えているのかについてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。

分科会ではすべての審査を終了致しましたので、本日25日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第60号から議案第65号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。また、本委員会に付託されました認定第1号から認定第12号までについては、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、予算決算特別委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで予算決算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第60号から認定第12号までについて、これから順次討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきもの、または認定すべきものと決定された議案等については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきもの、または認定すべきものと決定された議案等については、簡易採決により採決します。

はじめに、議案第60号、平成30年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、委員長報告のと

おり可決されました。

次に、議案第61号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、委員長報告のと

おり可決されました。

次に、議案第64号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成30年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、委員長報告のと

おり認定することに決定致しました。

次に、認定第2号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第3号、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第4号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、委員長報告のと

おり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成30年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定とすることに決定致しました。

次に、認定第6号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定とすることに決定致しました。

次に、認定第7号、平成30年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、認定第7号は、委員長報告のとおり認

定することに決定致しました。

次に、認定第8号、平成30年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第9号、平成30年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第10号、平成30年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第10号は、委員長報告のと

おり認定することに決定致しました。

次に、認定第11号、平成30年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第12号、平成30年度潟上市水道事業会計決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定することに決定致しました。

【日程第35、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について から 日程第37、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長(西村 武) 日程第35、諮問第3号から日程第37、諮問第5号まで、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題と致します。

諮問第3号から諮問第5号までについて、一括して提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長(藤原一成) それでは、本日配付致しました議案書の1ページをご覧ください。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の

規定により議会の意見を求めるものでございます。

住 所 潟上市天王字長沼144番地79

氏 名 藤 盛 宗

生年月日 昭和28年10月21日

令和元年9月25日提出 潟上市長 藤原一成

藤盛氏については、次ページに略歴がございますのでご覧ください。

提案理由でございますが、令和元年9月30日付で人権擁護委員の藤盛 宗氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものでございます。

続いて、議案書の3ページをご覧ください。

諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住 所 潟上市昭和大久保字宮の前91番地

氏 名 工 藤 誠 子

生年月日 昭和28年5月21日

令和元年9月25日提出 潟上市長 藤原一成

工藤氏については、次ページに略歴がございますのでご覧ください。

提案理由でございますが、令和元年9月30日付で人権擁護委員の菅原義行氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものでございます。

続いて、議案書の5ページをご覧ください。

諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住 所 潟上市昭和豊川槻木字草生土沢29番地

氏 名 斉 藤 英 博

生年月日 昭和31年10月15日

令和元年9月25日提出 潟上市長 藤原一成

斉藤氏については、次ページに略歴がございますのでご覧ください。

提案理由でございますが、令和元年12月31日付で人権擁護委員の川上 孝氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものでございます。

以上3名の方を人権擁護委員候補者として推薦するものであり、議員の皆様へ意見を求めるものでございます。どうぞ宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） お諮りします。これから諮問第3号から諮問第5号までについて、質疑、採決の順に行いますが、簡易採決により採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号から諮問第5号までについて、簡易採決により採決します。

諮問第3号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 藤盛様については、平成28年の10月から人権擁護委員として現在に至るというふうにこう書いておりますけれども、この間の活動歴とか等もしありましたらご紹介願いたいと思っておりますけれども。しっかりやってきたとは思いますが、そこから辺把握してる範囲内で宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 藤盛氏についての活動歴ということですが、ご案内のとおり人権擁護委員さんは、人権擁護するための電話相談であるとか、あるいは様々な、例えば社会を明るくする運動等の協力であるとか、そのようなことでご活躍いただいております。それで、引き続き我々としては人権擁護委員をお願いしたいものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第3号を採決します。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、同意することに決定致しました。

次に、諮問第4号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第4号を採決します。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は、同意することに決定致しました。

次に、諮問第5号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第5号を採決します。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は、同意することに決定致しました。

【日程第21、議員派遣の件について】

○議長（西村 武） 日程第38、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定致しました。

以上で本定例会に付議されました案件は、すべて議了致しました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 議員の皆様には熱心なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。

最終日にあたり、誠に遺憾なるご報告を1件しなければならなくなりました。

先般、潟上市内の福祉施設の下水道使用料について賦課漏れが発見されました。詳細については現在調査中ではありますが、当該福祉施設関係者、市民の皆様、また議員各位に大変なご迷惑、ご心配をおかけすることとなり、お詫び申し上げます。誠に申しわけありません。

現在判明している内容は、賦課漏れが発生していた期間として平成19年当時から現在まで、そして賦課漏れの金額については総額1,000万円以上に上るものと思われます。原因については、当該福祉施設に2つの下水のメーターがついていたにもかかわらず、下水道使用料について1つのメーター分しか徴収していなかったためと考えられます。

いずれに致しましても、本件については、なるべく早期に議会の皆様方に報告するとともに、ご相談申し上げたいと考えております。本当に申しわけございません。

次に、潟上市表彰式典のご案内を申し上げます。

来る11月1日金曜日午後、潟上市役所大会議室を会場に潟上市表彰式典を挙げる予定でございます。合併後5度目となる記念式典においては、各分野で長年にわたりご尽力賜りました10名の方々を功労者として讃えるとともに、35名の方々の日頃の実践的活動に対し感謝の意を表すことにしております。

今後、文書でご案内申し上げますが、市議会の皆様におかれましては是非ご出席賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今後とも市政につきましても、議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもちまして、令和元年第3回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうもご苦労様でございました。

午後 3時13分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 鏡 仁 志

〃 署名議員 中 川 光 博